

# 組 織 規 程

- 第1条 この規程は、会社の経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項を定める。
- 第2条 組織については、系統的に編成するとともに、命令または指示の経路を明確にし、業務処理の責任の明確化と能率の向上を図る。
- 第3条 組織の改定は、重要なものは取締役会の決定により、軽微なものは営業会議または社長の決裁により行う。
- 第4条 組織は、原則として職能の分化または統合に応じて区分される組織単位によって構成されるものとする。
2. 会社の組織は、営業グループ、管理グループ、及び企画グループの三グループに大別する。グループは、必要により部・室、課、営業所等の適当な単位に分割することができる。
- 第5条 組織単位には、それぞれ責任者を置く。なお、兼務を妨げないこととするが、部門間のけん制が働くように留意しなければならない。
- 第6条 会社の経営に関する重要事項ならびに商法等に定める事項を承認、決定するために「取締役会」を、また、経常的な業務運営における重要事項の検討、調整を行うために「営業会議」をそれぞれ設ける。
2. 取締役会は取締役により構成され、営業会議は社員及び取締役により構成される。なお、監査役はいずれの会議にも出席して、意見を述べる権限を有する。
  3. 営業会議は、社員以上により構成され、経営運営上の経常的な重要事項に関する調整、検討、決定を行いまたは各部門の業務報告を行う会議体とする。
  4. 上記のほか、特定の重要な経営課題を複数部門の参画により迅速かつ効率的に推進するために、プロジェクトチームを設ける場合がある。
  5. 会社の経営上の重要事項に関しては、上記の会議体のほか、「稟議規程」に定める稟議により、その経過を明らかにして決定する。
- 第7条 各組織単位の業務の内容及び責任範囲については、「業務分掌規程」にこれを定める。

第8条 各組織単位は、相互に関連ある業務について会社の業務活動が円滑におこなわれるよう進んで協議し協調につとめなければならない。

第9条 組織を構成する各職位の職務とその権限については、「職務権限規程」にこれを定める。

第10条 各職位は、会社の経営方針並びに諸規程に基づいて、次の責任を負う。

- (1) 積極的に分掌に係わる職務を遂行すべき責任
- (2) 職務遂行の結果に対する責任
- (3) 職務遂行の結果について、報告もしくは連絡をなすべき責任

第11条 業務に関わる指示及び命令は、すべて定められた系統に従って上級者より下級者に発せられ、各職位はその指揮命令系統を遵守しなければならない。

- 付則
1. この規程の改廃は、取締役会の決定による。
  2. この規程は2004年6月1日から施行する。